

令和元年7月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月11日(火) 午後1時57分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - 第3 小郡市都市計画審議会委員の推薦について
4. 会議に出席した委員(23名)

1番 永利 春雄	2番 寺崎 廣喜
3番 田籠 富子	4番 山下 芳文
5番 山田 憲二	6番 永利 昇
7番 大中 久敏	8番 野田 敏之
9番 山田 武二	10番 佐藤 英昭
11番 白木 治	12番 廣田 一郎
13番 米倉 一雄	14番 中原 孝司
15番 藤井 豊志	16番 柳 文子
17番 天本 徹	18番 田籠 新
19番 白木 隆弘	20番 井手 浩
21番 久光 壽子	22番 草場 小夜子
23番 伊藤 武則	

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 九州北部の梅雨入りが6月26日に発表されましたが、これは、観測史上、最も遅いとのこと。田植えも無事終わったところではないかなと思いますが、今後の雨量が大変、気になるところです。

しかしながら、先週の南九州では、「災害級の大雨」で土砂災害や川の氾濫もあり、死者も出ていると聞いております。被災された皆さんにはお見舞いを申し上げますとともに、早い復旧をお祈りいたします。

このような中、委員の皆さま方には、本総会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

本日は議案4件、報告事項2件等でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。

よって、令和元年7月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

【日程第1 議事録署名委員の指名】

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番 田籠 富子 委員、
5番 山田 憲二 委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 【日程第2 議案の審議】

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、6件を議題といたしますが、番号2の案件は、10番委員に、番号4～6の案件は、21番委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会

の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、10番委員、21番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、番号1は、3条の無償移転、贈与となっています。

下岩田地内の畑6筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は労力不足のため、譲受人は経営規模拡大のために贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、3条の有償移転で売買となっています。

福童地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書2ページの番号3は、3条の無償移転、贈与となっています。

干潟地内の田3筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

配偶者間の贈与となっています。

(位置図で場所の説明)

次に、番号4は、3条の有償移転で売買となっています。

干潟地内の畑2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号5は、3条の有償移転で売買となっています。  
上岩田地内の畑2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書3ページをご覧ください。

番号6は、3条の有償移転で売買となっています。

干潟地内の畑3筆の他、井上地内の畑4筆、上岩田地内の畑5筆及び山隈地内の畑3筆、計15筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようですので、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 それでは、10番委員、21番委員の入室を許可します。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。  
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。  
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1と番号2は、隣接する井上地内の田2か所で、まとめて説明申し上げます。

まず、番号1は井上地内の田1筆で、申請人はAさんです。番号2は井上地内の田2筆で、申請人はBさんです。

Bさんは耕作者で、地権者はCさんとなります。

今回は利用権の貸借関係で、耕作者Bさんがこの農地を利用する権限等がある関係から、申請人となっているところです。

(申請地は)現在、水田ですが、畑利用するために、農地改良を申請されるものです。

なお、位置図にも書いておりますように、この区域は農業振興地域内の農用地区域内の農用地で、通称、青地と呼ばれる場所で、基本的には、農地転用は許可が難しい区域ですが、議案書にもありますように、一時転用のための申請ということで、例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明申し上げます。

番号1は、大崎地内の畑1筆です。

建売住宅を建築するために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

(当該申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にある農地ですが、) 当該申請地から概ね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設が存する農地で、位置図の中にもあるように申請地の南側道路に上下水道管が埋設されており、今回の申請地については第3種農地に該当し、原則、転用できるところとなります。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ  
ます。

次に、番号2は、二森地内の田1筆です。  
整備工場を建築するために転用申請があったものです。  
(位置図で場所の説明)

当該申請地は、申請地から概ね500メートル以内に2以上の  
医療・教育施設があり、また、前面道路に上下水道管が埋設され  
ている道路となりますので、先ほどと同様に第3種農地に該当し、  
原則転用ができるところとなっております。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ  
ます。

なお、番号1、番号2は、先月開催しました地区会議に於いて  
も了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につしま  
しては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1  
分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたしま  
す。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す  
る意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等  
を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、な  
お本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行  
います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委  
員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相  
当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件を議題といたします。  
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、稲吉地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、八坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、井上地内の畑1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしていましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計

画の承認について、所有権移転3件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り、承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

【日程第3 報告】

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出、2件につきまして報告いたします。

番号1は、八坂地内の田1筆で、売買のための合意解約です。

番号2は、八坂地内の田1筆で、あっせん売買に伴う合意解約です。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による、市街化区域の転用届出について、2件の報告いたします。

番号1は、小郡地内の畑1筆で、一般個人住宅を建築するために届出が提出されたものです。

番号2は、大崎地内の田1筆で、道路とするために届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

以上で報告事項を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第4 小郡市都市計画審議会委員の推薦について]

○議長 次に、日程第4、小郡市都市計画審議会委員の推薦について、お諮りしたいと思います。

○議長 現在の小郡市都市計画審議会委員につきましては、8月で2年間の任期満了を迎えるとのこと。

このため、加地市長より、任期満了に伴い、小郡市農業委員会から委員の推薦の依頼を受けております。

現在、平成30年7月の農業委員就任以来、寺崎 廣喜 委員に務めていただいておりますので、引き続き、寺崎委員を推薦いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

小郡市都市計画審議会委員に、寺崎廣喜委員を推薦することに賛成の委員は、拍手をお願いいたします。

(拍手多数)

○議長 ありがとうございます。拍手多数でございます。よって、寺崎廣喜委員を小郡市都市計画審議会委員に推薦することに決定いたします。

○議長 以上で、本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りします。

議事録作成にあたり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和元年7月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和元年7月11日(木) 午後 2時30分閉会